

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における臨時休業等の措置等にかかる  
資料の内容の変更について（送付）

私立学校園における臨時休業等の措置等については、令和2年5月8日付け教私第1397号により通知したところですが、臨時休業の継続や登校日の設定について判断いただく際の参考資料として添付した資料の一部に、下記のとおり内容の変更がありました。

つきましては、変更後の資料を送付しますので、資料の差し替えをお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1. 変更のあった資料

- ・ 04 府立学校 01\_2 臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン
- ・ 08 府立学校 02-2 【資料2】体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点
- ・ 12 府立学校 02-6 【資料6】フロー図 - 症状がある場合の対応（臨時休業時）

2. 変更の内容

- ・ 児童生徒等の同居者が保健所から濃厚接触者に指定された場合について、一律に登校を控えさせるとするのではなく、保健所等関係機関と相談した上で個別対応とする。
- ・ 令和2年5月8日付けで厚生労働省が新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を改訂したことを受け、症状が出現した場合の対応について一部修正する。

※ 具体的な変更箇所・内容については、別紙「修正箇所一覧」のとおりです。

【送付文書】

- (1) 別紙「修正箇所一覧」
- (2) 【変更後】04 府立学校 01\_2 臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン
- (3) 【変更後】08 府立学校 02\_2【資料2】体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点
- (4) 【変更後】12 府立学校 02\_6【資料6】フロー図・症状がある場合の対応（臨時休業時）

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線 4858）

総務・専各振興グループ

貞末、江藤（       〃       内線 4862）

幼稚園振興グループ

中村、成相（       〃       内線 4816）